

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護事務 基礎評価項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

評価実施機関名

愛知県あま市長

公表日

令和5年6月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活保護制度を適正に運営するために、受給者の生活及び社会的・経済的状況の把握と指導・相談等の記録を保存している。</p> <p>また、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、保護の措置を行う。</p> <p>生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)要保護者等からの相談・保護申請の受理 (2)保護決定のための官公署等に対する必要資料の提供等の求め (3)各種届出の受理・確認・審査 (4)保護の要否判定 (5)保護の開始・変更・停止・廃止の決定と通知 (6)保護の実施 (7)ー1生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (7)ー2医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (7)ー3医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (7)ー4医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 <(7)ー2～4は、委託元:あま市福祉事務所、委託先:社会保険診療報酬支払基金></p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番15、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 【情報照会】項番26、番号法第19条第9号(あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 福祉部社会福祉課 電話052-444-3135
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 福祉部社会福祉課 電話052-444-3135

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番15	番号法第9条第1項、別表第一項番15、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	
令和1年6月21日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119【情報照会】項番26	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120【情報照会】項番26	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策		様式変更による追加	事後	
令和2年6月16日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120【情報照会】項番26	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120【情報照会】項番26	事後	
令和3年6月23日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月24日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第一【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120【情報照会】項番26	番号法第19条第7号、別表第一【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120【情報照会】項番26	事後	
令和5年2月1日	I-1-②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活保護制度を適正に運営するために、受給者の生活及び社会的・経済的状況の把握と指導・相談等の記録を保存している。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)要保護者等からの相談・保護申請の受理 (2)保護決定のための官公署等に対する必要資料の提供等の求め (3)各種届出の受理・確認・審査 (4)保護の要否判定 (5)保護の開始・変更・停止・廃止の決定と通知 (6)保護の実施 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)要保護者等からの相談・保護申請の受理 (2)保護決定のための官公署等に対する必要資料の提供等の求め (3)各種届出の受理・確認・審査 (4)保護の要否判定 (5)保護の開始・変更・停止・廃止の決定と通知 (6)保護の実施 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
令和5年2月1日	I-1-③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事前	
令和5年2月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番15、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項、別表第一項番15、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案	事前	
令和5年2月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120【情報照会】項番26	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120【情報照会】項番26、番号法第19条第9号(あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案)	事前	
令和5年4月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番15、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案	番号法第9条第1項、別表第一項番15、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案	事後	
令和5年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120【情報照会】項番26、番号法第19条第9号(あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案)	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120【情報照会】項番26、番号法第19条第9号(あま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案)	事後	
令和5年5月8日	I-7請求先	愛知県あま市基目寺二伴田76 あま市役所基目寺庁舎 福祉部社会福祉課 電話052-444-3135	愛知県あま市七宝町沖之島深埜1番地 あま市役所 福祉部社会福祉課 電話052-444-3135	事後	
令和5年5月8日	I-8連絡先	愛知県あま市基目寺二伴田76 あま市役所基目寺庁舎 福祉部社会福祉課 電話052-444-3135	愛知県あま市七宝町沖之島深埜1番地 あま市役所 福祉部社会福祉課 電話052-444-3135	事後	